

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案について

平成29年7月
北陸信越運輸局海事部海事産業課

1. 指定区間について

海上運送法(以下「法」という。)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号から5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要とされています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

3. 審査基準(サービス基準)改定案の内容及び理由

○指定区間 「小木直江津」(新潟県)

・改定の内容 (別紙)

1. 「運航日程」を「3月～11月下旬の毎日」から「3月～11月中旬の毎日」に変更する。
2. 備考欄に注)2「複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。」を追加する。

・改定の理由

1. 運航日程の変更に関する理由

- ・新潟～両津航路の12月の運航について、佐渡島内の漁業関係者や物流業者よりカーフェリー2隻での運航体制の要望があった。
- ・現在、新潟～両津航路及び小木～直江津航路の運航をしている佐渡汽船株式会社では、12月に新潟～両津航路でカーフェリー2隻での運航体制を執るためには、カーフェリーは1月、2月に入渠することとしなければならず、そのため、小木～直江津航路の使用船舶「あかね」の入渠を従来の2月から11月下旬に変更させることが必要との結論に至った。
- ・このように、現行の運航日程の短縮は地域住民の要望に応えるためであり、現行で運航日程が「3月～11月下旬」となっている小木～直江津航路のサービス基準を「3月～11月中旬」へ改正するものである。

2. 備考欄に注)2を追加する理由

・複数航路を運航する事業者が、他の航路で使用している船舶の定期整備・検査のため当該航路で使用している船舶を融通する場合について、注)2を設け、その趣旨を明記するものである。

4. 改定施行予定

平成29年9月

(別紙)

指定区間サービス基準改定案

【改定案】

指 定 区 間			サ ー ビ ス 基 準 (案)			
区間名	二地点間	県 名	運航日程	1日当り運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時 間 帯
小木直江津	小木港又は小木漁港と直江津港との間	新潟県	3月～11月中旬の毎日	1往復	旅客 590人 自動車 100台	設定せず

注)1. 使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。

2. 複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。

【現行】

指 定 区 間			サ ー ビ ス 基 準 (案)			
区間名	二地点間	県 名	運航日程	1日当り運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時 間 帯
小木直江津	小木港又は小木漁港と直江津港との間	新潟県	3月～11月下旬の毎日	1往復	旅客 590人 自動車 100台	設定せず

注)使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。